

# 平成30年度 町県民税の課税について

## 町県民税が課税される方

- ・平成30年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ・平成30年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

## 町県民税が課税されない方(非課税)

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方。
- ・障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方。
- ・前年中の所得金額が下記を下回る方。

28万円 × (扶養人数+1人) + 16.8万円

※被扶養者がいない場合は28万円以下の方



## 町県民税の課税計算方法

町県民税は、下記の計算式により算出された均等割と所得割の合計額になります。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 均等割<br>(一律5,000円) | 非課税の方を除いて一律に【町民税3,000円】【県民税1,000円】が課税されます。<br>※ただし、平成26年度から10年間は「復興特別税」として町民税・県民税にそれぞれ500円が加算されることとなっています。 |
| 所得割<br>(右記計算式)    | 所得割額 = { (所得金額 - 所得控除額) × 税率10% } - 税額控除等<br>(町民税6%・県民税4%)   |

※課税内容について、疑問やご不明な点がある場合はお気軽に下記連絡先までご連絡ください。

お問い合わせ 総務部 税務課 町県民税係 ☎ 945-4729

## 滞納は許しません!! 悪質滞納者には差押を執行しています。

※納税相談も行っています。  
滞納処分を受ける前にお早目にご相談ください。

お問い合わせ  
総務部 税務課 徴収収納係 ☎ 945-4729

## 平成29年度 町税滞納処分実績

|       |     |          |     |
|-------|-----|----------|-----|
| 不動産差押 | 2件  | 交付要求参加差押 | 11件 |
| 動産差押  | 1件  | その他差押    | 2件  |
| 預貯金差押 | 57件 | 不動産公売    | 2件  |
| 給与差押  | 14件 | 搜索       | 2件  |
| 車両差押  | 6件  |          |     |
| 合 計   |     | 97件      |     |

琉球泡盛 仕込みの蔵 昔ながらの 琉球泡盛 2017年 全国酒類コンクール 特賞1位 泡盛部門 (株)石川酒造場

www.kamejikomi.com

はり灸整骨院 ククル Cu Cu Ru

診療時間 月火水木金土  
午前 9:00-13:00 ○○休○○○  
午後 16:30-19:30 ○○休○○○

休診日 日曜日・祝祭日・水曜午前・土曜午後

西原町字呉屋 75 いなみ興産ビル 103  
TEL:098-944-4186

# 西原町都市計画マスタープランの一部を改訂しました

西原町では、沖縄県による大型MICE施設建設の決定を受け、地域に賑わいと活気を創出する魅力あるMICEエリアの形成と産業振興を促進させる工業エリアの拡充を目指し、まちの将来像を示す計画「西原町都市計画マスタープラン」の見直し作業に取り組んできました。

このたび、地権者や地域住民、関係機関等との協働による改訂計画を策定しましたので公表します。



## 工業用地の拡大

- ・点在する住工混在環境の解消(移転先地の確保)
- ・新たな企業等を誘致するための用地確保
- ・既存工業機能拡充のための用地確保
- ・国道329号西原道路構想に伴う移転先地の確保

## 宿泊・観光等施設用地

- ・大型 MICE 施設に近接する MICE 支援施設(宿泊・商業等)の立地
- ・MICE 来場者や地域住民による域内消費を促進させる飲食・娯楽機能の配置
- ・中心核とマリンタウン地区を結ぶ賑わいある交流拠点の形成

詳細は西原町ホームページ(トップページ→暮らし・手続き→都市計画→大型MICE施設周辺地域の土地利用見直しについて)にてご確認ください。

## 今後の取組

今回策定された構想図は「将来のまちの姿」を示す基本方針となるものですが、計画されたからといって「すぐに実現する」というものではありません。今後はこの将来像の実現に向け、地権者や地域の意向や主体性を踏まえながら、「だれが、どのように整備するのか」など、具体的な課題や方向性を検討する調査業務を行い、一体的な整備方針の策定と事業の推進に向け、取り組んでいきます。

土地利用計画  
の変更  
(今回改訂)

整備方法の  
具体的検討  
(調査業務)

地権者合意  
(実施主体の  
検討・決定)

事業  
スタート



※本スキームは予定であり、変更やその他様々な調整・協議等が想定されます。

【お問い合わせ】建設部 都市整備課 マリンタウン都市計画プロジェクトチーム ☎ 945-4496

## あなたの使用している土地は 「農地」ではありませんか?

農業委員会では、農地の適正な利用を図るため農地パトロールを行っています。  
あなたが貸している又は使用している土地は下記のケースに該当しませんか。該当する場合は早急に下記までご相談ください。

### 1. 「農業振興地域」の「農用地区域」である。

「農用地区域」の場合、登記簿地目にかかわらず原則として転用することはできません。(地目が「宅地」や「雑種地」であっても、農業上の利用以外認められません)

#### 農業振興地域とは

農業の振興を図るための地域として、県知事が市町村ごとに指定する地域。  
本町の場合、「市街化調整区域」=「農業振興地域」となります。

#### 農用地区域とは

おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域。

### 2. 1以外で、登記簿地目が「畑」である。

地目が「畑」である場合は、農地法に基づく許可等を受けなければいけません。許可をとらずに転用した場合、農振法や農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります。(原状回復命令や、懲役・罰金が科される等)

【お問い合わせ】西原町農業委員会 ☎ 945-5281

